

地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第45条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下、「法人」という。）職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第 2 条 この規程において、職員とは、就業規則第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に定める職員をいう。

2 就業規則第 2 条第 3 項に規定する職員については、別に定める。

(法令との関係)

第 3 条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

第 2 章 勤務時間、休憩時間及び休日

(勤務時間)

第 4 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間について原則として38時間45分とする。ただし、第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる休日が月曜日から金曜日までのいずれかの日にある週の勤務時間については、当該休日 1 日につき 7 時間45分を38時間45分から減じた時間とする。

2 前項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日まで（前項ただし書の適用が

ある場合にあっては当該休日を除く。)のそれぞれ午前 8 時45分から午後 5 時15分までとする。ただし、これにより難いものについては、理事長が別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、交代勤務等の特別の勤務に従事する職員の勤務時間及びその割振りについては、4 週間を平均した 1 週間当たりの勤務時間が、38時間45分を超えない範囲内において理事長が別に定める。

4 前 3 項の規定にかかわらず、短時間勤務等（1 週間の所定労働時間が38時間45分未満の勤務をいう。以下同じ。）の職員（以下「短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、短時間勤務等の内容に従い、理事長が定める。

（1 月単位の変形労働時間制）

第 5 条 理事長は、前条の規定にかかわらず、交代勤務等の特別の勤務に従事する職員については、4 週間を平均した 1 週間当たりの勤務時間が、38時間45分を超えない範囲内においてあらかじめ勤務時間を割り振ることにより、各勤務時間及び休日の割振り（以下「勤務シフト」という。）を行う。

2 各月の勤務シフトは、前月の末日までに作成のうえ決定し、当該職員に通知するものとする。

3 変形労働時間制勤務をとる場合の各月の起算日及び 1 月の単位は、毎月 1 日から月末までとする。

（勤務時間の特例）

第 6 条 前 2 条の規定にかかわらず、夜勤専従者（午後 4 時15分から翌日の午前 9 時15分までの時間を所定の勤務時間とする者をいう。以下同じ。）については、1 月の勤務時間を139時間30分とする。

2 前項に規定する夜勤専従者の勤務日数は、1 勤務当たり 2 日とし、1 月当た

り 9 勤務18日とする。

(休憩時間)

第 7 条 1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合においては、少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては、少なくとも 1 時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置く。

2 職員の休憩時間は、原則、午後 0 時15分から午後 1 時までとする。

3 前項の休憩時間は、業務の特殊性がある場合には、一斉に与えないことができる。

(休息時間)

第 7 条の 2 職員の所定の勤務時間（その全部又は一部が午後10時から翌日の午前 5 時までの間に割り振られているものに限る。）のうちに、原則として15 分の休息時間を置く。

(休日等)

第 8 条 次に掲げる日は、職員の休日とする。ただし、理事長は、短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該短時間勤務等の内容に従い次に掲げる日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において休日を設けるものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

3 理事長は、前項の規定により、休日を定める場合には、4 週間ごとの期間につき 8 日の休日（短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該短時間勤務等の内容に従った休日）を設けなければならない。ただし、業務の特殊性（短時

間勤務職員等にあつては、当該短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の休日設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で休日（短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該短時間勤務の内容に従った休日）を設ける場合にはこの限りでない。

（休日の振替）

第9条 理事長は、前条の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えることができる。

2 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日を起算日とする1週間前の日から当該休日を起算日とする1週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該休日を起算日とする4週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

第3章 時間外、休日勤務等

（時間外勤務等）

第10条 理事長は、業務上臨時の必要がある場合には、職員に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる。

2 前項の規定による勤務は、理事長が超過勤務命令簿又は休日出勤命令簿によりこれを命ずる。

（時間外勤務代休時間）

第11条 理事長は、あらかじめ第4条及び第5条の規定により割り振られた所

定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務したことにより超過勤務手当が支給されることとなる勤務（所定の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務のうち、理事長が定めるものを除く。）の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員に対して、その60時間を超えて勤務した時間（以下「60時間超過時間」という。）に係る超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、その60時間を超える勤務に係る月の翌月又は翌々月にある日（第8条第1項に規定する休日（同項ただし書の規定により設けられた休日を含む。）、同条第2項の規定により定められた休日及び第9条第1項の規定により休日を振り替えられた他の日を除く。）に割り振られた勤務時間（以下「指定対象勤務時間」という。）の全部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、所定の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 理事長は、第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定する場合には、指定対象勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過時間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 第4条第4項の規定の適用を受ける職員が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまで

の間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に
100分の50を乗じて得た時間数

- (3) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務に係る時間

当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間
数

- (4) 第9条第1項の規定により、あらかじめ第4条の規定により割り振られ
た1週間の所定の勤務時間（当該1週間の所定の勤務時間が40時間未満で
ある場合にあっては、1週間につき40時間）を超えて勤務することを命ぜら
れて勤務した時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分
の25を乗じて得た時間数

- 4 前項の場合において、その指定は、7時間45分（ただし、短時間勤務職員等
については、所定勤務時間のうち最も長い時間）を単位として行うものとする。

- 5 理事長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望する旨を申
出た場合に、時間外勤務代休時間を指定するものとする。

（妊娠中の職員、育児又は介護を行う職員の勤務制限）

第12条 理事長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請
求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、第10条に規定する勤
務をさせてはならない。

- 2 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育
するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1月
について24時間、1年について150時間を超えて第10条に規定する勤務をさせて
はならない。

- 3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育
するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、深

夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、妊娠中の職員又は産後1年を経過しない職員について準用する。この場合において第1項中「3歳に満たない子のある」とあるのは、「妊娠中又は産後1年を経過しない」と、第2項及び第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」とあるのは、「妊娠中又は産後1年を経過しない」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、職員の家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下「職員の家族」という。）、その他理事長が別に定める者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」並びに第2項及び第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、勤務の制限等にかかる手続その他の勤務の制限について必要な事項は、理事長が別に定める。

（宿日直勤務）

第13条 理事長は、職員に対し、第10条の規定による勤務のほか、所定の勤務時間以外の時間又は休日において宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

第4章 休暇

（休暇の種類）

第14条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第15条 職員には、別表第1のとおり年次休暇を与える。ただし、次の各号に掲げる職員のその年における年次休暇の日数は、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 当該年の中途において新たに職員となった者 その者が新たに職員となった日の属する月の区分に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数
- (2) 短時間勤務職員等 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数（その日数が労基法第39条の規定により与えなければならないものとされている日数を下回るときは、当該日数）

ア 斉一型短時間勤務職員等（短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員等の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

イ 不斉一型短時間勤務職員等（短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員等以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に不斉一型短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間00分を1日として日に換算して得た日数

2 前項の1年は、6月1日から翌年5月31日までとする。

3 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日（以下「勤務形態変更日」という。）以後における職員の年次休暇の日数は、勤務形態変更日が当該年の

初日である場合にあっては第1項の規定により付与された日数に次項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、勤務形態変更日が当該年の初日以外の日である場合にあっては次に掲げる日数を合計した日数とする。

- (1) 当該年において付与された年次休暇の勤務形態変更日の前日における残日数（以下「当該年分の残日数」という。）に変更後基礎日数（変更後の勤務形態を第1項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数をいう。以下同じ。）を変更前基礎日数で除して得た率を乗じて得た日数（変更後基礎日数に変更前基礎日数を下回る場合にあっては、当該年分の残日数）
 - (2) 当該年の前年において付与された年次休暇（勤務形態変更日の前日までこの号の規定の適用を受けている場合にあっては、当該適用後の年次休暇。以下「前年分の年次休暇」という。）の勤務形態変更日の前日における残日数（次項の規定により当該年に繰り越すことができなかった前年分の年次休暇がある場合にあっては、当該残日数に当該繰り越すことができなかった前年分の年次休暇の日数（この号の規定により既に加算した日数を除く。）を加算した日数（その日数に変更後基礎日数を超える場合にあっては、変更後基礎日数）とする。以下「前年分の残日数」という。）に変更後基礎日数を変更前基礎日数で除して得た率を乗じて得た日数（変更後基礎日数に変更前基礎日数を下回る場合にあっては、前年分の残日数）
- 4 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、1年における年次休暇の日数（短時間勤務職員等にあつては、当該年の末日における勤務形態を第1項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合（変更後基礎日数に変更前基礎日数を下回る場合を除く。）にあつては、当該残日数に変更後

基礎日数を変更前基礎日数で除して得た率を乗じて得た日数)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。この場合において、繰り越される年次休暇は、当該年の翌年において付与される年次休暇に優先して使用されるものとする。

5 第3項第1号及び前項の変更前基礎日数は、勤務形態変更日の前日までの当該年における当該職員の各勤務形態をそれぞれ第1項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数のうち最大のものとし、第3項第2号の変更前基礎日数は、前年分の年次休暇の付与の日から勤務形態変更日の前日までの間の当該職員の各勤務形態をそれぞれ第1項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数のうち最大のものとする。

6 年次休暇は、第4条第2項から第4項までの規定により割り振られた1の勤務時間(第4条の規定により勤務時間の割振りが変更された場合にあっては、当該変更後の1の勤務時間。以下「所定勤務時間」という。)を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、半日(所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数(次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの)をいう。)又は1時間を単位とすることができる。

7 前項ただし書に定める単位による年次休暇は、半日を単位とする場合は2回、1時間を単位とする場合は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

(1) 次号に掲げる職員を除く職員 8時間00分

(2) 短時間勤務職員等 所定勤務時間のうち最も長いものに相当する時間数
(当該時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げる)(当該時間数が7時間45分を超える場合にあっては、8時間00分)

8 第6項ただし書の規定による1時間を単位とする年次休暇は、前項各号に掲げる職員の区分に応じ、1年につき当該各号に掲げる時間数（当該時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に5を乗じて得た時間数を超えて与えることができない。

9 年次休暇は、職員の請求する時季にこれを与えるものとする。ただし、このため業務の正常な運営を妨げる場合においては、理事長は、他の時季に与えることができる。

（病気休暇）

第16条 理事長は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、当該職員に対し、病気休暇を与えることができる。

2 前項の病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

（特別休暇）

第17条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間

(2) 職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間

(3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認める期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員が交通機関の事故等の不可抗力の事故

により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間

- (5) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認める期間又は時間

- (6) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間又は時間

- (7) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間又は時間

- (8) 女性職員が分べんする場合（次号に掲げる場合を除く。） 分べん予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該分べんの日（分べん予定日前に分べんした場合にあっては、分べん予定日）後8週間を経過する日までの期間内において必要と認める期間

- (9) 女性職員が分べんする場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、前号に定める期間により難しい場合 産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間（ただし、分べんの日以後の期間は16週間を限度とする。））（分べん予定日後に分べんしたことにより当該期間のうちの産後の期間が8週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない日数に相当する日数を16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）に加えた期間）を超えない範囲内で必要と認める期間

- (10) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務すること

が著しく困難な場合 1回の妊娠につき7日を超えない範囲内で必要と認める期間

(11) 女性職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該職員が請求した期間

(12) 職員が結婚する場合 5日

(13) 忌引の場合 別表第2に定める期間

(14) 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 理事長が定める期間につき2日

(15) 職員が生後満2年に達しない子を育てる場合 1日2回合わせて120分を超えない範囲内で必要と認める時間

(16) 職員の配偶者が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達するまでの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

(17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして理事長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

- (18) 第12条第5項に定める要介護者の介護を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
- (19) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (20) 自己啓発の研修を受ける場合で、その勤務しないことが適当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間において3日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
- (21) 厚生に関する事項についての計画の実施に参加する場合 必要と認める期間又は時間
- (22) 職員が苦情処理共同調整会議に対し、苦情の申出をする場合又は職員を代表する委員として、又は参考人として出席する場合 必要と認める期間又は時間
- (23) 職員が人事評価制度、懲戒及びハラスメント等における苦情相談又は不服申し立てをする場合 必要と認める期間又は時間
- (24) 職員が労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条第3号ただし書の規定により協議又は交渉を行う場合 必要と認める期間又は時間
- (25) 職員が理事長の許可を得て次のいずれかに従事する場合 必要と認める期間又は時間
- ア 営利企業等に従事する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。）
- イ 国又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその業務と関連を有す

る公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合

ウ 厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合

エ 自らの申出により、大阪市又は大阪市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し、講演等を行う場合

オ 依頼により、大阪市又は大阪市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し、講演等を行う場合

(26) 職員がその業務上の教養に資する講演会等において、自ら講演し又は聴講する場合 必要と認める期間又は時間

(27) 法人又は大阪市の行う競争試験若しくは選考、又はその業務の遂行上必要な資格試験を受験する場合 必要と認める期間又は時間

(28) 職員が法人の敷地内において、赤十字血液センターの実施する献血に協力する場合 必要と認める時間

(29) 職員が次に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に通学する場合（ただし、職員が現に有する学歴に係る学校より上位の学校に通学する場合に限る。） 必要と認める時間

ア 高等学校（定時制又は通信制の課程に限る。）

イ 短期大学（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科に限る。）

ウ 大学（夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部に限る。）

エ 大学院（夜間において授業を行う修士課程又は通信による教育を行う修士課程に限る。）

(30) 妊娠中又は分べん後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診查を受

ける場合 必要と認める時間

(31) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ、当該混雑を避ける場合 必要と認める時間

(32) 職員が生後2年から小学校就学の始期に達するまでの子の養育若しくは学童保育等に託児している小学生の子を学校等へ出迎えること又は職員の配偶者が産前の休業中により勤務しないことが相当であると認められる場合 必要と認める時間

(33) 職員が人工透析を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める時間

(34) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 必要と認める期間又は時間

(35) 就業規則第17条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた職員が復職後において、勤務時間を短縮する必要があると認められる場合 必要と認める時間

(36) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（当該通院等が体外受精その他の理事長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

(37) 前各号の場合に準ずる特別の事由のある場合 必要と認める期間又は時間

2 第15条第6項の規定は、前項第14号、第16号から第18号まで及び第36号の規定による特別休暇について準用する。この場合において、同条第6項ただし書

中「半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの）をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

(1) 次号に掲げる職員を除く職員 8時間00分

(2) 短時間勤務職員等 所定労働時間のうち最も長いものに相当する時間数（当該時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げる）（当該時間数が7時間45分を超える場合にあっては、8時間00分）

4 第1項第3号、第8号、第9号、第11号から第13号まで及び第34号に規定する期間を計算する場合には、週休日及び休日を含めるものとする。

5 第1項第29号及び第31号に規定する特別休暇については、当該休暇の前後において、1時間単位の年次休暇を引続いて取得することができない。

6 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員については、当該各号に掲げる特別休暇を与えないものとする。

(1) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 第1項第17号及び第18号に規定する特別休暇

(2) 1週間の所定勤務時間が38時間45分未満の職員 第1項第25号に規定する特別休暇

7 第1項各号に定める特別休暇における給与の減額等については、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員給与規程において定める。

（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第18条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇を取得しようとする職員は、あらかじめ

め理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに理事長の承認を求めなければならない。

- 2 前項に規定する休暇の承認のうち、労基法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び母子保健法等法令に定めのある年次休暇及び特別休暇については、事前に申し出ることにより取得することができる。

(証明書類の提出)

第19条 理事長は、病気休暇又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、大阪市病院局職員就業規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第12号）の適用を受けていた職員が引き続き法人の職員となった場合において、施行日前に行われた施行日以後に係る休日、週休日の振替等の指定については、この規程による指定があったものとみなす。
- 3 大阪市病院局職員就業規程の適用を受けていた職員が引き続き法人の職員となった場合において、施行日前に同規程により与えられていた年次休暇等

の休暇の日数、当該職員が取得した休暇の日数等については、施行日において、この規程による休暇の日数等としてこれを承継する。

- 4 前2項に規定するもののほか、施行日前に大阪市病院局の規程により行われた手続その他の行為については、この規程による手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行日)

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第9条の規定は、この規程の施行の日以後の休日に勤務することを命ずる場合について適用し、同日前の休日に勤務することを命ずる場合については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

- 1 この改正規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第12条の規定は、この規程の施行の日以降に発生する要介護者を介護する場合について適用し、同日前に発生した要介護者を介護する場合については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成31年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に使用されたこの規程による改正前の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第17条第 1 項第16号の規定による特別休暇は、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第17条第 1 項第16号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

附 則

この改正規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第17条第 1 項第15号及び第32号の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から適用し、同日前の休暇の取得については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日から令和 5 年 3 月31日までの間は、この規程による改正後の規程第 4 条第 4 項、第 8 条及び第15条の規定の適用については、「短時間勤務等」とあるのは「育児短時間勤務等」とし、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程による育児短時間勤務等については、令和 3 年12月31日までに育児短時間勤務等の承認を受け勤務を開始している者に限り、令和 5 年 3 月31日まで勤務することができる。

附 則

この改正規程は、令和４年４月１日から施行する。

別表第 1 （第 30 条関係）

採用月 週勤務日数 (週勤務時間)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
5 日 (週 30 時間以上)	3 日	2 日	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日
4 日 (週 30 時間以上)	3 日	2 日	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日
4 日 (週 30 時間未満)	3 日	1 日	16 日	15 日	13 日	12 日	11 日	9 日	8 日	7 日	5 日	4 日
3 日	2 日	1 日	12 日	11 日	10 日	9 日	8 日	7 日	6 日	5 日	4 日	3 日
2 日	1 日	1 日	8 日	7 日	7 日	6 日	5 日	5 日	4 日	3 日	3 日	2 日
1 日	1 日	—	4 日	4 日	3 日	3 日	3 日	2 日	2 日	2 日	1 日	1 日

別表第 2 （第17条関係）

死 亡 し た 者	期 間	
配偶者	7 日	
	血 族	姻 族
父 母	7 日	3 日
子	7 日	1 日
祖 父 母	3 日	1 日
孫	1 日	—
兄 弟 姉 妹	3 日	1 日
伯 叔 父 母	1 日	1 日